

条例とプラン

平成20年4月1日に制定した安城市男女共同参画推進条例では、男女共同参画に取り組む姿勢や考え方（基本理念と呼んでいます）、市・市民・事業者・教育に携わる人の役割などを定めています。

また安城市は、平成12年に男女共同参画プランを策定し、現在「第2次男女共同参画プラン ～みんなが主役 ともに輝く未来を！～」に基づいて、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

「条例とプラン」、男女共同参画を推進するための2つの柱です。

みなさんと市の役割

市民のみなさん

男女共同参画について理解を深め、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進してください。

事業者のみなさん

事業活動において男女共同参画の推進に積極的に取り組んでください。

教育に携わるみなさん

家庭・学校・社会で教育に携わるとき、男女共同参画の基本理念に配慮してください。

市の役割

男女共同参画を推進するための施策を策定し、実施します。
みなさんや県・国などの機関と協力しながら、率先して男女共同参画を推進します。

性別による権利侵害の禁止

家庭・地域・学校・職場その他の社会のあらゆる分野において、

- 性別による差別的取り扱いを行ってはいけません
- セクシュアル・ハラスメントを行ってはいけません
- ドメスティック・バイオレンスを行ってはいけません